

建築基準法の見直しに関する検討会

検討会の概要・委員構成・スケジュール等

1. 建築基準法等に関するヒアリング（2009（平成21）年10月から11月実施）において聴取した主な意見を6課題に整理した。

1. 確認審査の迅速化
2. 申請図書の簡素化
3. 厳罰化
4. 構造計算適合性判定制度
5. 構造／設備設計一級建築士
6. その他

2. 前原国土交通大臣は、上記6課題のうち、

1. 確認審査の迅速化
2. 申請図書の簡素化

については建築確認手続きの運用で改善。残る4課題については「法律改正に係る問題」として、「建築基準法の見直しに関する検討会」（以下検討会）を設置した。

検討会の事務局は中心課題を下記に4つとして、委員に意見を求めた。

1. 構造計算適合性判定制度の対象範囲
2. 建築確認審査に係る法定期間
3. 厳罰化
4. その他

ヒアリングで主な意見として整理されていた

構造／設備設計一級建築士

は課題になっていないが、第1回検討会での馬淵国土交通副大臣の挨拶

「建築基準法の改正のみならず今後、建築行政全般に係る法制度の整備に向けて、この場での議論が一助となることをお願いしたい。」

によって、「その他」項で構造／設備設計一級建築士が意見の対象となった。

3. 検討会規約

（目的）

第2条 検討会は、建築基準法に基づく制度のあ

り方についての検討を進めることを目的とする。
（委員の任命等）

第3条 検討会の委員は、学識経験者又は建築分野関係者から、国土交通大臣が任命する。
（事務局）

第6条 検討会の事務局は国土交通省住宅局建築指導課に置く。

4. 委員構成（2010（平成22）年4月15日現在）

※五十音順。敬称略。

秋山一美	(社)住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会委員長
浅田行則	大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長
岡和田喜久雄	(株)都市居住評価センター構造適合性判定事業部構造適合性判定部長
尾島 勲	(社)日本設備設計事務所協会 会長
木原碩美	(社)日本建築構造技術者協会 会長
来海忠男	(株)プランテック総合計画事務所 代表取締役所長
久保哲夫	東京大学工学系大学院研究科建築学専攻 教授
桑原耕司	建築基準法再改正を実現する会 代表
齋藤拓生	弁護士・日弁連消費者問題委員会 土地住宅部会幹事
櫻井敬子	学習院大学法学部 教授
重田尚宏	全国建設労働組合総連合東京都連合会東京土建一般労働組合渋谷支部 住まいと建築の設計者連絡会 会長
鈴木祥之	立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構 教授
角 秀洋	(社)日本損害保険協会業務部会委員
高野雅司	日本ERI(株)確認検査副本部長
谷合周三	弁護士・欠陥住宅関東ネット事務局 局長

東條隆郎 (社)日本建築家協会 理事
 乗松昭一郎 福岡県建築都市部建築指導課長
 橋爪啓文 パナソニック(株)本社施設管財
 グループチームリーダー
 ○深尾精一 首都大学東京 都市環境学部都市
 環境学科 教授
 細澤 治 (社)建築業協会生産委員会設計部会
 構造分科会委員
 牧村 功 (社)建築設備技術者協会 会長
 三栖邦博 (社)日本建築士事務所協会連合会
 会長
 峰政克義 (社)日本建築士会連合会 副会長
 山本利徳 旭化成エンジニアリング(株)エンジ
 ニアリングセンター土木建築部長
 脇出一郎 横浜市建築局指導部建築企画課長

○：座長

5. スケジュール

【第1回】

日時：平成22年3月8日（月）18：00～20：00

場所：国土交通省11階特別会議室

議事：○建築基準法等の制度について

- (1)これまでの検討経過について
- (2)現行の建築基準法等の制度について
- (3)検討会の進め方について

○意見交換:現場や実務における課題について

【第2回】

日時：平成22年4月1日（木）14：00～17：00

場所：第4合同庁舎1208会議室

議事：(1)委員による意見発表（設計関係を中心に）

峰政委員、三栖委員、東條委員、木原委員、
 牧村委員、尾島委員、来海委員

(2)意見交換

【第3回】

日時：平成22年4月15日（木）17：00～20：00

場所：東海大学校友会館（霞ヶ関ビル）

議事：(1)委員による意見発表（学識者、施工・生産
 関係、消費者・保険関係を中心に）

鈴木委員、秋山委員、重田委員、細澤委員、
 桑原委員、谷合委員、角委員

(2)意見交換

【第4回】

日時：平成22年4月26日（月）10：00～13：00

場所：三田共用会議所講堂

議事：(1)委員による意見発表（ユーザー関係、審査
 関係を中心に）

齋藤委員、橋爪委員、山本委員、脇出委員、
 浅田委員、乗松委員、高野委員、

岡和田委員

(2)意見交換

(3)今後の進め方

【第5回】

日時：平成22年5月26日（水）17：00～19：00

場所：国土交通省10階共用会議室（第三合同庁舎内）

議事：(1)テーマ別意見交換（構造計算適合判定制度）

【第6回】

日時：平成22年6月11日（金）10：00～12：00

場所：三田共用会議所講堂

議事：(1)委員による追加意見発表

(2)テーマ別意見交換（建築確認審査に係る法
 定期間、厳罰化）

【第7回】

日時：平成22年6月16日（水）17：00～19：00

場所：国土交通省10階共用会議室（第三合同庁舎内）

議事：(1)委員による追加意見発表

(2)テーマ別意見交換（その他建築基準法関連
 （第2回から第4回で提示されたもの））

【第8回】

日時：平成22年6月30日（水）17：00～19：00

場所：国土交通省10階共用会議室（第三合同庁舎内）

議事：(1)テーマ別意見交換（第5回から第7回の議
 論の状況によりテーマを設定）



建築基準法の見直しに関する検討会

建築設備技術者の企業団体として

検討会における本会意見

2010（平成22）年4月1日

社団法人日本設備設計事務所協会

会長 尾島 勲

1. 確認審査の迅速化関係

1-1. 建築設備の審査は、設備専門技術者が設備有資格者で

確認審査をスムーズにするために審査機関の審査担当官は、設備専門技術者が設備有資格者が担当する制度にしていきたい。

担当官が専門技術者等でない場合、設備関連法の解釈や基礎的な理論の説明、関係資料の提出を求められることがあり、時間と経費等の面で負担になっています。

1-2. 変化と成長に対応できる審査制度

現代社会は、生活環境、経済環境、技術革新などで急速に変化しながら成長していると云えます。

大規模の建物のユーザーにとっては、多額の資金を投じる一大事業でもあり、社会の変化にも敏感に反応して建築意図を変え、設計期間、工事期間に関わらず設計図書の変更を要求するのは当然のことですから、当初の建築計画が変更されるようなことは、日常なことです。

これからは、こういったスピードの速い、また変化の時代に適応できる審査制度のあり方が望まれます。

基本的には、各専門の設計者が法令を遵守し、自らの職能と権限に基づき判断し、責任を持つ制度を確立することと思います。

2. その他関係

2-1. 構造/設備設計一級建築士について

設備に関しての内容は

- ・設備設計一級建築士の役割
- ・建築設備士を活用
- ・是非の判断は今後

2-2. 建築士法のなかでの設備技術者の立場の変遷

(ア) 1950年（昭和25年）建築士法制定

建築士がデザイン領域と構造、設備等の技術的領域を包括する制度

設計・工事監理の業務権限は、建築士にある

意匠（建築士）
構造（建築士）
設備技術者（主に電気・機械技術）補助業務

・建築基準法第5条の4（建築物の設計及び工事監理）

第1項 建築物の工事は、建築士の設計によらなければならない。

第4項 建築主は、建築士である工事監理者を定めなければならない。

・建築士法第2条（定義）

第1項 建築士とは、一級建築士、二級建築士、木造建築士をいう

(イ) 1983年（昭和58年）建築設備士誕生

建築士の枠外に制定、建築士やユーザーのコンサルとしての役割

設計・工事監理の業務権限は、建築士にある

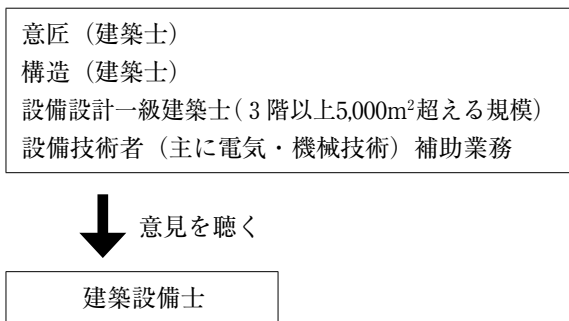
意匠（建築士）
構造（建築士）
設備技術者（主に電気・機械技術）補助業務

↓ 意見を聴く

建築設備士

- ・建築士法第20条（業務に必要な表示行為）
 - 第5項 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならない。
- ・1987年（昭和62年）住指発第116号、住指発第117号兼営計発第31号【資料1】

(ウ) 2009年(平成21年)設備設計一級建築士誕生
一級建築士資格の枠内での改正
設計・工事監理の業務権限は、建築士にある



- ・建築士法第20条の3（設備設計に関する特例）
 - 第1項 設備設計一級建築士は、階数が3以上で床面積の合計が5,000m²を超える建築物の設備設計を行った場合においては、設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。
- ・国土交通省告示15号
 - 建築士事務所の開設者が、その業務に関して請求することが出来る報酬基準について、設計、工事監理の担当者として、総合、構造、設備に区分された。
- ・2006年（平成18年）衆議院及び参議院国土交通委員会議事録【資料2】
 - 建築士法の一部改正する法律案に、建築設備士の活用を図るように附帯決議された。

3. 現状と課題

3-1. 設備設計一級建築士について

(ア) 設備設計一級建築士の役割は、法適合確認のみの業務になる

設備設計一級建築士証を取得するためには、一級建築士でなければなりません。

電気・機械の教育課程を経て設備設計を行っている者が、一級建築士に合格することは大変困難なことです。

現に設備一級建築士の数は少なく、一級建築士のうちの1%程度に過ぎません。

実際に設備設計等が出来る能力のある方は、さらに少ないでしょう。

そういった状況では、設備設計一級建築士の役割は、3階以上で5,000m²を超える建物の、法適合確認の業務だけに限定されるのではないかと考えられます。

(イ) 設備設計一級建築士が捺印するから、実際の設備設計者が捺印するへ

設備技術者が設備設計の実務を行い、次に設備設計一級建築士が建築基準法の法適合確認をして、次に審査機関の審査官が審査することになり、設備設計の責任の所在が重層化しています。

設備設計一級建築士が法適合確認の捺印をしていますが、実際の設備設計者である設備技術者が責任者として捺印をし、設備設計者の責任を明らかにすることのほうが、国民目線で考えても理解しやすく、また納得できるのではないのでしょうか。

(ウ) 建物規模よりも建築種別で

設備設計一級建築士が担当する業務範囲は、3階以上で延床面積が5,000m²を超えるものとなっていますが、設備内容の重要性は、建物規模で判断するよりも建築種別で判断するのが合理的です。

同規模の病院と事務所の設備内容や設備の重要性、複雑さからも判断できます。

3-2. 建築設備士について

(ア) 「建築士が建築設備士に意見を聴いたときは」では機能しない

建築設備士制度は、

「大規模その他の建築物の設備設計等をする一級建築士が、建築設備について、建築設備士に意見を聴いた時は」

と位置付けており、聴いても聴かなくてもいいことになっています。

これでは建築設備士制度は社会的に機能しません。

2001年（平成13年）の「建築設備設計・工事監理業務の実情に関する調査報告書」は、

「建築設備士を活用し、また建築設備士が積極的に環境問題で活躍するためには、建築設備士制度の見直しと、その業務環境の改善が必

要である。」
と結んでいます。

(イ) 建築設備の設計・工事監理は、設備技術者が 行っているのが実態

建築士法では、建築設備の設計・工事監理の業務権限を持つ者は、建築士とされており、建築士が設計責任を負います。

しかし実際の設備設計等は、設備技術者が行っています。

建築設備士が、現に行っている業務領域を【資料3】（現行の建築士制度における建築士の業務権限と業務資格）に示します。

意匠・構造領域の建築士の方が、高度化している設備の設計・工事監理を行うのは、技術的に無理があります。

この現実と、建築士法との乖離を改善することを要望します。これまで、建築士法の改正を要望してきましたが、資格制度は整備されないまま今日に至っています。

(ウ) ユーザーに、建築設備設計者を明確に示して、 責任を明確にすること

建築設備士は、設備技術者のうち設備技術の資格を取得した技術者です。

ユーザーに高品質の建築設備を提供するには、設備技術力を保障する資格技術者が担当することです。技術力によって、設備の性能・効果が大きく左右されることは言うまでもありません。

また設備設計者・工事監理者の顔が見えて、ユーザーがその技術力と責任を確信することは、安心と信頼を与える証になります。

ユーザーに設計者の顔が見えることによって、設備技術者は責任と自覚を持って業務に励み、技術水準の向上に努めることにもなります。

(エ) 国際化へ対応

国際的には、建築の設計者は、アーキテクトとエンジニア（構造、設備等）に区分されているのが通例ですが、我が国の建築士制度では、建築士が建築全域を包括する法的業務資格者になっています。

国際間の業務も活発化しており、国境を越えた有能な技術者の移動が不可欠になっています。技術者資格相互承認制度も、APEC（アジア太平洋経済協力機構）エンジニアと、EMF（Engineers Mobility Forum）国際エンジニア登録制度があります。

わが国ではすでに、建築構造分野のAPECエンジニアが登録されていますが、設備等の業務領域につ

いても、能力と責任を明確にする技術者資格制度を定め、国際社会にも、わが国の現代社会にも適応できるようにする必要があるのではないのでしょうか。

3-3. 地球温暖化防止・環境・情報化社会等での設備技術者の役割

建築には、人間の生命を守り、健全な財産を作る使命があります。

その設備分野においては、社会生活環境の向上、安全安心へのニーズ、公害問題、地球環境、省資源・省エネ、情報化社会など設備技術の応用が拡大しています。

これらに、的確に対応するためには、幅広い多分野の専門家の能力が活用されなければなりません。

社会にとっても、建築界にとっても、多種の技術者の活用は有益なことです。

新政権のもと、環境・エネルギー分野の成長戦略が展開されようとしております。

国内の温暖化ガス排出量を削減する政策で、省エネ措置及び自然エネルギーや再生可能なエネルギー等を利用した設備設計が求められています。

また改正省エネ法では、平成22年度からは、延床面積が300m²以上の建物の新築時や、一定規模の増改築及び設備改修等を行う時に、省エネ措置の届出等が義務付けられました。

このような政策を担えるのは、建築設備の設備技術者です。

建築設備技術者はもう既に、着実に、ビル・建築物の温暖化ガス削減政策に欠かせない存在になっています。

3-4. 設備設計事務所の課題

(ア) 建築設備士の運用の実態

設備設計事務所のうち、建築設備士が所属している事務所は、65%程度です。

35%程度の設備設計事務所には、建築設備士がいないことになります。

建築設備士制度が建築士法に創設されて20数年を経過していますが、今日においても、資格の取得が進んでいない理由の一つに、設備の設計者が建築設備士であろうが無かろうが、建築界や社会の評価において何も変わらないことがあります。

つまり建築設備士が行う行為は設計ではなく、他の設備技術者と同じく、建築士の補助をしているにすぎないのです。

実務を行っている設備技術者のなかに、そのような法的な位置付けでしかない建築設備士の資格を取得しても、何の意味もないと思っている方が多いと

いうことです。

建築設備士のことを「踏んづけた、めし粒」という方もいます。「取っても、食えない」資格だからです。附帯決議【資料2】にあるように、国会での評価

「重要な資格として運用されている建築設備士」と、設計現場で実感している評価には、大きな違いがあります。

このままでは、将来の建築設備の設計等を担う資格者の育成はできないと懸念されています。

建築設備士に一定の業務権限を与え、事務所登録を受けることができる資格者法が制定されれば、電気と機械の設備の若い技術者に、将来の職業としての希望と就労の場を与えることができますし、設備設計事務所での実務を通して、技術者の育成を図ることもできます。

(イ) 建築設備士の資格での事務所登録制度とし、受託を可能に

設備設計事務所は、建築士の資格が無ければ、建築士法上の業務は出来ません。

建築設計に係る設計事務所として企業活動をするためには、建築士を雇用することが建築士法に規定されているからです。

大部分の設備設計事務所に、建築士がいません。そういった設備設計事務所は、委託を受けるための法的、経済的な負担をしなければならず、企業活動が困難になっています。

建築設備士の資格で設備設計事務所を開設して、設備設計・工事監理の企業活動が出来る法制度を要望します。

4. 設備技術者及び設備設計事務所の制度化

4-1. 設備技術者の業務領域と責任を明確にする法制度

現代社会における設備設計等の実態は、制定から60年も経過している建築士法とはかけ離れたものになっています。建築士法に規定された

「建築士が、設備設計ができる。」

では、設備設計が実態として成り立たないからです。

だからと云って、現行の建築士の業務権限を規定した建築基準法や建築士法の中に、建築士以外の設備技術者の資格を定めることは困難なことと思われま

す。しかし必要性、必然性がある実態があり、建築設備士も創設されたのですから、法制度をもっと、実態に合うものに整備をする必要があります。

「省エネ・環境などのニーズに対応できる専門技術者の活用を図る」

「ユーザーが設備設計者の法的責任と義務を確認できる」

「高度化する設備技術を向上させる」

「設備技術者のモチベーションを上げる」

「国際化に対応する」

等々、設備技術者の士法の制定を、是非とも早急にお願いします。

「建築設備士は、建築基準法で定める建築設備の設備設計及び工事監理をすることができる。」制度を要望します。

業務権限が重層的に規定された法制度に次のようなものがあります。

「弁護士法」と「弁理士法、税理士法、司法書士法」
「医師法」と「診療放射線技師法」

5. 最後に

第1回の「建築基準法の見直しに関する検討会」での、馬淵副大臣のご挨拶に、次のようなお言葉がありました。

「建築基準法の改正のみならず今後、建築行政全般に係る法制度の整備に向けて、この場での議論が一助となることをお願いしたい。」

案内にもありますように、この検討会での議論は建築基準法の見直しに係ることが、中心になると思われま

すが、馬淵副大臣の挨拶にありましたように、今後の建築行政全般に係る法制度の整備に向けての議論をしていただくことをお願い申し上げまして、意見発表を終わります。

以上

資料 1

建築設備資格者の活用について

（昭六二・四・一〇付 住指発第一一六号）
 建設省住宅局建築指導課長から（社）日本建築士会連合会会長、（社）日本建築士事務所協会連合会会長、（社）日本建築家協会会長、日本建築設計監理協会連合会会長宛通知

建築設備資格者については、昭和六二年一月三〇日に建築設備士試験の合格者一、二六一名及び建築設備士講習の修了者七、四三四名を、また、昭和六二年三月三〇日に建築設備士講習の修了者三、〇一五名を発表したところである。

今後、建設省においては、建築設備の適正な設計及び工事監理を確保するため、建築設備資格者の活用を推進することとしているが、貴職におかれても、左記事項について、貴会傘下の会員に対し周知及び指導を行われたい。

記

一 建築設備資格者の意見を聴くことの奨励及び設計図書等における表示の徹底

建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、積極的に建築設備資格者の意見を聴くようにされたいこと。意見を聴いたときは、設計図書、工事監理報告書、建築確認申請書及び工事完了届において、その旨を適切に表示すること。

二 建築設備資格者の登録制度の活用

その者が建築設備資格者であること等の確知を容易にし、建築設備資格者、建築設備資格者に業務を依頼しようとする者等の便宜を図ることにより、建築設備資格者の活用促進に資するため、建築設備資格者の登録制度が設けられていると

ころであるので、業務の依頼等に当たり、これを十分活用されたいこと。

なお、建築士は、登録を受けている建築設備資格者に意見を聴いたときは、確認申請書等への氏名等の記載に当たり、併せてその者の登録番号をも記載されたいこと。

建築設備資格者の活用について

（昭六二・四・一〇付 営計発第三一七号、住指発第一一七号）
 建設省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長、建設省住宅局建築指導課長から各都道府県営繕主務部長宛通知

建築設備資格者については、昭和六二年一月三〇日に建築設備士試験の合格者一、二六一名及び建築設備士講習の修了者七、四三四名を、また、昭和六二年三月三〇日に建築設備士講習の修了者三、〇一五名を発表したところである。

今後、建設省においては、建築設備の適正な設計及び工事監理を確保するため、建築設備資格者の活用を推進することとしているが、貴職におかれても、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計若しくは工事監理を行い、又は発注する場合においては、建築設備資格者の活用について配慮されるようお願いする。

また、貴管下の市町村営繕主務部長に対しても、この旨周知されたい。

資料 2

(平成 18 年 12 月 8 日衆議院国土交通委員会議事録から抜粋)

建築士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一から三は省略

四 建築設備設計・工事監理業務において重要な資格として運用されている「建築設備士」について、設備設計一級建築士制度のもとにおいても、その有効活用と関係規定の適切な運用が図られるよう、特定行政庁、建築士関係団体等への周知徹底を図ること。

五から七は省略

八 政府は、法附則第八条に基づき、この法律の施行後五年を経過した場合において、建築士の能力及び資質の向上の状況、設計及び工事監理業務の適正化の状況、消費者への情報開示の状況、建設工事の施工の適正化の状況等を踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

(平成 18 年 12 月 12 日 参議院国土交通委員会議事録から抜粋)

建築士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、構造計算書偽装問題等により国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広まっていることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、から三、は省略

四、建築設備設計・工事監理業務において重要な資格として運用されている「建築設備士」について、建築設備の高度化・複雑化が進展している現下の状況にかんがみ、設備設計一級建築士制度の下においても、より一層の活動・活躍ができるようその有効活用が図られるとともに、関係規定の適切な運用がなされるよう、特定行政庁、建築士関係団体等への周知徹底を図ること。

また、設備設計一級建築士制度の運用の状況について検討を加え、必要に応じ、速やかに適切な措置を講じること。

五、から六、は省略

右決議する。

資料 3

現在の建築士制度における建築士の業務権限と業務資格

(現行) 建築士制度

建築士法	建物の設計及び工事監理等		その他の業務	
	必要	不必要	建築物の維持管理	基準法第12条業務
建築確認	必要	不必要	建築物の維持	
構造設計	必要			
建築士の業務権限範囲	独占業務		専らではない業務	
意匠構造 (業務権限) 建築士	新築・増築・改築 大規模の修繕模様替	改修等・リフォーム 内装・インテリア・間仕切り変更・防水・外壁改修他	省エネ対策 PAL・窓・壁・屋根断熱他	基礎法第12条業務 クラック・壁剥落・防水他
	※基準法設備 給排水・換気・排煙・浄化槽他 非常照明・避雷針他 ※一般設備 給湯・中水ろ過・温泉・プール・雨水・給油・ガス・散水・廃水・プラント他 照明・夜間照明・受変電・発電・通信情報・監視・省エネ・新エネ他	※建築設備更新・改修設計 中央監視式空気調和・給排水・給湯・ガス・熱源・空調・換気・消火他 照明・動力・受変電・発電・情報・通信・防災他	※ビル・建築物の省エネ法 省エネ措置届業務 PAL・CEC(空調・換気・照明・給湯)	※昇降機以外の設備 換気 排煙 非常照明
設備	※防火区画等を貫通しない設備 浄化槽・照明・夜間照明・監視・情報通信・テレビ他		※省エネ改善設計 熱源・空調・換気・給湯他 受変電・発電・照明他 ※新エネ導入設計 太陽光発電・燃料電池他	
		※建築設備士事務所登録 ※業務権限を付与		※建築設備士にも業務権限を付与 建築設備検査資格者
		建築設備士		

建築設備士に意見を聴く

赤※印について、法整備の検討をお願いしたい。

社団法人日本設備設計事務所協会

建築基準法の見直しに関する検討会

検討会における本会以外の建築設備士に関する意見の抜粋

第2回建築基準法の見直しに関する検討会 2010（平成22）年4月1日

峰政委員（社団法人日本建築士会連合会）

4. 「その他」

2) 設備設計一級建築士の不足の解消

設備設計一級建築士の地域的偏在、地方の絶対数不足、とりわけ電気系の同建築士不足を解消するため、建築設備士の設計等業務権限の付与を含めた活用を考慮することと、あわせて設備設計の実態を踏まえた設備一級建築士制度の再検討が必要である。

三栖委員（社団法人日本建築士事務所協会連合会）

Ⅳ. その他事項の見直しについて

4. 設備設計一級建築士による設計への関与の義務付けを廃止することとあわせ、主に設備等の専門技術者に対し、建築士のもとで専門分野の設計ができる専門資格者制度を創設すること

(理由)

- ・設備設計一級建築士は大都市に偏在しており、地方では、設計事務所に所属する設備設計一級建築士者が極端に少ない地域も多く、また、実際に設備設計を専門として業務を実施している例も少ない。設備は、専門分野が機械や電気などに分かれているが、電気を専門とした設備設計一級建築士はほとんどいない。このような状況で、一定規模以上の建築物の設備設計に設備設計一級建築士の関与を義務付けることは、地方では相当に無理があり、むしろ設備設計を現実的に行っている技術者に対する新たな専門資格者制度が必要である。

- ・現行法では建築士のみに設計に関する権限と責任が与えられているが、業務の専門化、高度化の中で実際に建築士のもとで業務を行っている専門技術者が専門業務の質の確保に一定の責任を持てる制度が必要である。

東條委員（社団法人日本建築家協会）

(4) その他

設備設計一級建築士による設計への関与について

構造設計一級建築士とともに位置づけられた設備設計一級建築士有資格者は現在約3700人であり、建築設備の設計のみならず法適合確認業務を担うことになったが、その大半が首都圏や大阪圏に集中し地方ではその絶対数が不足している。また、その有資格者の約半数以下が設計事務所に所属していると言われている。一方、設備に関する専門技術を持った「建築設備士」は現在約34,000人おり、現実の建築設備設計・工事監理の業務を支えてきているという実態がある。また、現在地球環境保全・地球温暖化防止という大きな課題に対し、建築分野では建築士とともに建築設備の専門家としてその役割は益々大きくなってきていると言える。今後、建築設備士の活用も含め抜本的な資格整備の取り組みを望むものである。

牧村委員（社団法人建築設備技術者協会）

Ⅱ. 建築設備技術者の資格と提言について

(3) 建築設備士への設計・工事監理の業務権限付与について

建築設備士の有効活用の現実的な提言

- ① 豊富な経験・業務推進能力を備えた建築設備士が設備設計・工事監理業務を行って

いる実態から、建築設備士は、一級建築士の業務権限範囲のうち、法で定める「建築設備」の設計・工事監理に限り、建築士とともに業務を行うことができるものとする。

- ② 建築設備士は、3年ごとに更新講習を受けるものとする。
- ③ 建築設備士資格取得後5年以上の設計・工事監理業務の経験があり、一定の講習・考査を修了したものを空調・衛生部門あるいは電気部門のいずれかの専門分野に限定した「建築設備士（空調・衛生）」又は「建築設備士（電気）」とし、専門分野表示を義務化して建築設備の法適合確認業務および建築設備士事務所の管理士を行える資格を付与する。
- ④ 登録された建築設備士を擁する建築士事務所あるいは建築設備士事務所に、建築士事務所は「建築設備」の設計・工事監理業務を再委託することができるものとする。

第3回建築基準法見直しに関する検討会 2010（平成22）年4月15日

細澤委員（社団法人建築業協会）

2. 2 建築設備士に対する資格の付与と設計・工事監理業務における明確な位置付けを行う

設備設計一級建築士については、建築系大学出身者に偏重した分布、地方における不足、建築設備士に比べて絶対数の不足等の問題がある。

建築設備士は、設備設計に関与している技術者の事実上の主要資格でありながら、設計ならびに確認申請に必須の資格となっておらず、今般の関連法規の改正で位置付けはなんら変わらないとされているものの、結果として曖昧な位置づけの資格となっている。

現在の設備設計一級建築士の法適合性確認の対象となっている3階以上かつ5,000m²超の建物以外にも、法適合性確認が必要と思われる建物は存在し、4月から施行された改正省エネ法の施行に伴い業務量も増えることから、今後も建築設備士が設計と工事監理を担う役割は増加すると思われる。

谷合委員（弁護士欠陥住宅関東ネット事務局長）
7 設備設計一級建築士の関与部分は建築設備士を活用すべき

設備関係の設計等については、必要十分な能力を有する建築設備士に委ねるべき。

桑原委員（建築基準法再改正を実現する会代表）

(2) 構造（設備）一級建築士制度について

構造（設備）一級建築士制度は、撤廃すべきである。

(理由)

- 1) 現行法では、構造（設備）一級建築士の資格を取得するには、一級建築士の資格が必要とされているが、構造（設備）の実務を行うのに、一級建築士試験合格に必要な知識・能力は必要ない。
- 4) この制度は、構造（設備）設計実務をこれまで支えてきた技術者を、その実務から排除する制度であり、彼らの将来の生活を奪う制度である。

第4回建築基準法見直しに関する検討会 2010（平成22）年4月26日

齋藤委員（弁護士・日弁連消費者問題委員会土地住宅部会幹事）

第2 意見の理由

- 3 欠陥建築物が生じる背景・原因（性善説に立脚できない理由）
- (2) 建築士の問題
 - ③ 専門性未分離による監理機能の希薄化 意匠設計士、構造設計士、設備設計士の専門分野別の監理を行う必要性

浅田委員（大阪府住宅まちづくり部建築指導室）

(2) 構造・設備設計一級建築士

- 設備技術者のほとんどは、学校教育において電気・機械等を専攻しており、建築士をベースとした設備設計一級建築士が、はたして設備設計の実態に即したのものとなっているか再考するべきである。また、設備設計を現実に支えている建築設備士の活用を検討する必要がある。